

11月 9日(金) 公布



平成19年11月9日
内閣府(防災担当)

「平成十九年新潟県中越沖地震による新潟県長岡市等の区域に係る災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令」について

政令の概要

平成19年8月10日付けで、平成19年新潟県中越沖地震による災害で、特に甚大な被害が生じた新潟県の^{ながおかし}長岡市等の区域について、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(以下「法」という。)に基づく激甚災害として指定し、併せて当該災害に対し適用すべき措置として「公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助」等を指定したところ。

今回の一部改正については、当該激甚災害に対し適用すべき措置として「罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例」を追加するものである。

今回の「罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例」措置の適用対象は、新潟県柏崎市及び刈羽郡刈羽村の2市村である(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第41条に基づき国土交通大臣が告示)。

追加する措置の概要

・罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例(法第22条)

激甚災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸するため公営住宅の建設等をするときには、当該公営住宅の建設費等に要する費用の補助の特例を行う。

一般災害時(公営住宅法第8条第1項) 2 / 3 3 / 4

政令第三百三十二号

平成十九年新潟県中越沖地震による新潟県長岡市等の区域に係る災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

平成十九年新潟県中越沖地震による新潟県長岡市等の区域に係る災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成十九年政令第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

平成十九年新潟県中越沖地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

第一条の表を次のように改める。

激 甚 災 害	適 用 す べ き 措 置
平成十九年新潟県中越沖地震による災害	法第二十二条に規定する措置及び次に掲げる市町

村の区域に係る激甚災害にあつては、それぞれに定める措置

イ 新潟県長岡市 法第三条、第四条並びに第二十四条第一項、第三項及び第四項に規定する措置

ロ 新潟県柏崎市及び三島郡出雲崎町 法第三条から第六条まで、第十二条、第十三条及び第二十四条に規定する措置

ハ 新潟県刈羽郡刈羽村 法第五条、第六条、第十二条、第十三条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置

附 則

この政令は、公布の日から施行する。